

資料 2 - 1

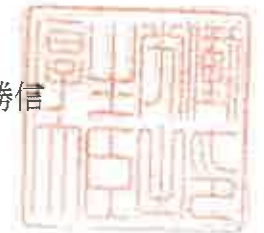
厚生労働省発基安0727第1号

令和 5 年 7 月 2 7 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱

第一 石綿障害予防規則の一部改正

一 石綿含有成形品及び石綿含有仕上げ塗材の除去に係る措置

事業者は、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業及び建築物、工作物又は船舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業を行うときは、当該作業中は、当該石綿含有成形品及び石綿含有仕上げ塗材を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じなければならないものとする。

二 石綿等の切断等の作業等に係る措置

事業者は、石綿障害予防規則第十三条第一項各号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとする事、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じなければならないものとする。

三 その他所要の改正を行うこと。

## 第二 施行期日

この省令は、令和六年四月一日から施行すること。